

入札監理小委員会
第553回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第553回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年9月6日（金）14：16～15：17

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○マルウェア対策・WAF機器の運用管理（国立研究開発法人理化学研究所）

○京都御苑の維持管理業務（環境省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（国立研究開発法人理化学研究所）

契約業務部 川鍋部長

契約業務部契約第一課 木村課長

情報システム部 黒川部長

（環境省）

自然環境局総務課 庄子課長

自然環境局総務課 今井課長補佐

自然環境局総務課 井上国民公園専門官

京都御苑管理事務所 廣瀬所長

京都御苑管理事務所 山本庶務科長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第553回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国立研究開発法人理化学研究所のマルウェア対策・WAF機器の運用管理の実施要項(案)、環境省の京都御苑の維持管理業務の実施要項(案)の2件の審議を行います。

初めに、マルウェア対策・WAF機器の運用管理の実施要項(案)につきまして、国立研究開発法人理化学研究所の契約業務部、川鍋部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○川鍋部長 私、理化学研究所契約業務部長をしております川鍋と申します。本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、私どものほうの今回のマルウェア対策・WAF機器の運用管理の実施要項(案)につきまして、本業務を直接担当しております情報システム部の黒川のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

○黒川部長 理化学研究所の情報システム部で部長をやらせていただいております黒川と申します。よろしくお願いいたします。

仕様等々をごらんいただく前に、システムの概要をご説明させていただければと思いますので、資料のA-3をごらんいただけますでしょうか。ここにはおおよその理化学研究所のネットワーク構成と、どこにその機器が設置されているかということが記載されておりまして、ここに書かれている機器は、理化学研究所でリースあるいは買い取りで持っている理化学研究所のものが書かれております。濃い青色で書かれているものに関してはネットワーク機器で、こちらは別契約で運用しているネットワーク機器になります。オレンジ色で書かれている機器が今回のマルウェア対策・WAF機器の運用管理に当たる管理対象機種ということになります。

これらの対象機器の運用業務と、これらから上がってくるセキュリティーインシデントの状況をこちら理研側に通報していただくというのがこの契約の趣旨になってございます。

監視業務の対象といたしましては、左端、WAN Routerと書かれているものの下にオレンジ色で書かれているApplication and Threat intelligenceと書かれている箱がございますけれども、こちらは機器情報を定期的にアップデートしておりまして、自動的にあまりよろしくないサイトに対する通信を落としてしまう機器ということになります。

その下にTAPと書かれている青い箱の横に位置しておりますのが、主にWeb通信です。Web通信上で発生しているマルウェアの検知をする機械になっております。

下のほうに行っていただきまして、スイッチと書かれているものの下に、これらのマル

ウェア検知をするための管理アプライアンス機器が接続されております。

右側に行っていただきまして、Webサーバーの横から線が出ているのが、メールに添付されているようなマルウェアの検知装置になっております。これらを先ほど申し上げましたマルウェアの検知管理アプライアンスで管理しております。

その右の下をごらんいただきますと、SSLアプライアンスというのとWAF（ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール）というものですが、それらを管理運用する機器がついておりまして、Webサーバーへのアクセス、昨今はほぼSSLと呼ばれる暗号化されていることがデフォルトになっておりますので、こちらで1回SSLの通信の解除を行いまして、そこで中身のリクエスト等々をウェブ・アプリケーション・ファイアウォールで検査して、それで問題がなければWebサーバーに流すというような構成になっております。

これらセキュリティー機器から上がってくるログ情報等々を、上に書いてありますセキュリティー監視業務支援というところで受けておりまして、そこからクリティカルインシデント等々、インシデントの中身に応じて理研側に通報するという運用を行っております。

実施要項作成上の取り組みといたしましては、業務の準備期間を1月から2月に延ばすということ、業務期間を1年から2年に長くするという対応を今回行おうとしております。

システムの概要のご説明は以上です。

仕様書の中身について、少しかいつまんでご説明させていただきます。資料A-2になります。めくっていただきまして、1ページ目にマルウェア機器の導入の経緯でありますとか、どういう機器が実際に運用されているかということ、業務の中身としては、セキュリティー運用業務ということで、リアルタイムの分析と月次のレポートを上げてくるというようなことがあります。

月次のレポートに関しましては、翌10営業日以内にこちらに提出することと、機器のログ解析については24時間365日で対応するということと、その分析の結果、緊急性が高いと認められた場合については、15分以内を目標に理研に対して電話通知を行い、クリティカルなものは通信の遮断を行うというオペレーションをしてくださいということになっております。

実際の運用業務といたしましては、平日の9時～5時対応を行うということ。支援業務といたしましては、理研に対して情報セキュリティーに関する情報を提供するであります

とか、研究者のネットワークサーバー管理者からのマルウェア対策とかWebサーバーに関するコンテンツマネジメントに対する問い合わせに対応するという事になっております。こちらは運用の請負業務ですので、それらが業者さんが変わってしまうようなときに關しては、ちゃんと引き継ぎを行うようなことをしなさいということを書かせていただいております。

確保される業務の質ということに關しましては、一番重要なのは、機器がちゃんと運用されていて、クリティカルインシデントが15分を目標にちゃんとこちらに上がってくるというようなこと書かせていただいております。

業務の概要としては以上になります。

○川鍋部長 それから、あと、今の業務の概要の中で触れていなかった部分といたしまして、落札者の決定方法、こちらについてご案内させていただきたいと思っております。

まず、資料A-2の8ページをごらんいただけますでしょうか。こちらに一番上に6ポツがございます。その一番最初の(1)、こちらに評価方法とございますけれども、こちらに記載のとおり、本業務を実施する者の決定は最低価格落札方式によるものとするというふうになっております。

それからあと、今回の市場化テストの実施に際しまして、今回行おうとしている取り組みという点で3点ございます。

まず1点目は、先ほど黒川のほうから説明させていただきましたけど、ポンチ絵のほうの下にございましたけれども、まず業務の準備期間、これを従前1カ月だったものを2カ月に延ばして余裕を持たせているということ。それからあと、業務の実施期間につきましても、以前は単年度でございましたけれども、これを2年間に延ばして、応札の業者が応札しやすいような取り組みとしております。

それから、2点目といたしましては、情報開示、今までどんな形で業務を行ってきたのかという点でございますけれども、ちょっと順序が逆になりますが、15ページのほうをごらんいただけますでしょうか。こちらのほうに従来の実施状況に関する情報の開示ということで、別紙1を設けてございます。ここにおきまして、過去2017年度から現行の2019年度までの具体的な契約価格等をこちらのほうに設けまして、事業の規模といたしますか、その感じがわかるような形としてこちらのほうに開示をさせていただいております。

それからあと、最後3点目となりますけれども、ちょっと戻らせていただきます。5ペ

ージのほうをごらんいただけますでしょうか。こちら、真ん中に4ポツがございますが、その一番下でございます。(10)ですけど、ここは非常に冗長ですので、こちらに書いてあることは、入札参加グループでの参加を可能としております。従前はこここのところ、単一の業者で責任を負わせていただいたわけですがけれども、このところも入札参加グループを認めるということで、こちらも入札に参加のできる者を広げるための取り組みということをこちらのほうで書かせていただいております。

事業概要および市場化テストの実施に対しての取り組みの説明につきましては、簡単ではございますが、以上となります。どうかよろしく願いいたします。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見のある委員の方はご発言いただければと思います。いかがですか。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。今回は最低価格落札方式で、総合評価ではないということになるわけですが、その際に価格だけで勝負するということだとすると、入札してくる業者の実際に質というんですか、それを評価するところは入札の場面にはないと。こういう場合、通常はSLAを定めるとか、何らかの形である一定の縛りをつけて、品質について担保をしてもらいたいなことを書くことが一般的だと思うんですが、総合評価の場合だと、技術力についてある程度、総合評価の中で評価をするということになりますが、価格だとそれができないので、そういうことが一般的だと思うんですが、今回SLAが明示的には書かれていないということについて何かお考えがあるんでしょうか。

○黒川部長 確かにSLAという話は、この業務調達を始めるときに検討したのは事実です。ただ、SLAと明示的に書くと、なかなか業者の皆さんが及び腰になっていってしまうというのもまた事実でありまして、こちらとしては、ログが出てくるんですけども、その検査基盤をちゃんと持っているということの事実と、それらを使った実績があるという事実と、こちらに対してクリティカルインシデントが発生したときに15分以内を目標にちゃんと連絡をしてくるという事実のみを持ってサービスレベルを提示して、それだけは必ずやってくださいというところだけを押さえているというところですよ。

○小尾専門委員 ということは、一応ある程度の要求はして、もしそれを達成できなかったときって、どこかに書かれているんですかね。

○黒川部長 非達成の場合は、こちらからクレームを入れる、その改善をちゃんとしてくださいと、こういう改善をしますというドキュメントをいただくという運用をしています。

○小尾専門委員 わかりました。

○大山専門委員 一般的にSLAを言うと業者が引いちゃうかもという話ですが、それは今ないんじゃないかと僕は思うんですけど、そこはおつき合いしている範囲を広げていただくことが必要かなという感じがいたしますので、意見として申し上げます。

SLAについては本来、発注側が決める、こういうSLAを設定したいんだと言っていたのが本来の姿なので、このいただいている資料だと、通し番号27ページにある10番の運用の8のところは「SLAが定義できる状態であること」と書いてあるのは、これ普通に読むと、発注側の状態がそうだとということが本来の姿で、相手方に定義できる状態であることというのは何を求めているのかが僕にはよくわからないというふうに感じたんですが、そこはどのようなお考えなんでしょうか。

○黒川部長 SLA、確かに定義している案件、弊所にもございまして、SLAを定義して契約を結んでいって、ネットワーク運用しているという場合もございます。

ただ、そちらはわりと契約額も大きい案件で、その契約額に対してちゃんとコミットできる業者というところで、そこは動かしているんですけども、こちらの案件はそこまでリスクをかけてとりに来てこられるかなというところがちょっと不安だったというのがあります。

ただ、SLAが重要だというか、目標値をちゃんと定めて調達をするというのが大事だということは我々も認識しておるんですが、ちょっと苦渋というか、あまり本意ではないんですけども、そこは業者が決まってから、こういうレベルはちゃんとキープして運用をしましょうねというところを押さえているというのがこの趣旨です。

○大山専門委員 そういうお考えだというのは理解はしますが、改善する方法があるのか、ないのかを含めて、それはご検討をまたいただければと思います。

一方、この話の中に機器及びソフトウェアは理研のほうで提供なさることになっていきますよね。こういうセキュリティーに関係するものというのは、一般的にアップデートを急ぐ場合があって、それを理研のほうに適宜提供できる環境に置いているかというのが1つの課題になる。言い方を変えると、通常の年度予算でやると、とてもできない場合があって、現契約を例えば、結んだとして、その契約の中で十分カバーできるかどうかもわからない事態が生じる可能性が出てくる。それは実際、ほかのところの例がそれに近いのがあって、最近、サービス提供契約に変わっている例が出ていますけど、そこについてのお考えというのはどうなのかというのがもう1点です。

これに伴って、ご案内のとおり、監視業務というのは目で見ていただけで、ずっと追いかけてソフトウェアが動いているから見つかるわけなので、その意味ではかなり金額と作業が、それもリモートでやれる状況とかいろいろ考えると、そんなに悪い仕事ではなくて、もう少し業者が来るはずだなという気がするんですよ。それが1社応札が続いているということは、何かほかに原因がまだ隠れているからというふうにやっぱり考えざるを得ないんですけど、その辺どうお考えですか。

○黒川部長 まず、前者のサービス提供の件についてですけども、理研が提供するというふうに書いておりますけども、理化学研究所は別契約でソフトウェアなりアップデートのサポート契約を結んでいます。それに基づいてアップデートが来たときに、運用業者にそれを速やかに当ててくださいという運用になっておりまして、業者がその機器に対してアクセスできる環境もこちらで提供していますので、ほぼリアルタイムにアップデートは行われています。

後者の件は、業者が少な過ぎるんじゃないかというお話なんですけれども、セキュリティーベンダー、この業務以外にIPSとかIDSの運用を別個にしているんですけども、そちらの業者にも声をかけるんですが、なぜかいらっしやらない。実際、現状の運用がほんとうにいいかどうか、効率的かどうかというのは確かにちょっと、うーんというところがあります。IPS、IDSの運用と、こういうマルウェアとかWAFの運用を分けてやると、そこも別になりますし、SIEM（ログ解析基盤）が別になるので効率が悪いだろうという話があるんですけども、別の見方をすると、ダブルチェックがかかっているかなという状況もあって、どっちがいいかはちょっとわからないところなんですけども、別の業者にこれもやれませんかという話を持っていっても、なぜか応札をされないというところが続いているというのが現状でございます。

○大山専門委員 言いようがないですね。

○宮崎専門委員 今のと関連してなんですけども、過去、一般競争入札されたときには、説明会参加者としては4社、3社あったところに、資料A-4になりますが、ほかにも、入札には最終的に参加されていないんですが、資料だけはとりに来られた方がいらっしやるようなんですが、その辺の参加しなかった理由がもし把握されているようであれば教えていただきたいというのが1点。

この資料を見る範囲では、落札率というのがかなり低いものですから、想定より相当安くとっているように思われて、何か付随してこの業務そのものでは採算がなかなかとれな

いのかもしれないですが、WAF機器とかソフトウェアとか関連するものを今回のこの案件をとっている事業者が他の契約もとっているとか、何かそういった事情があるかどうかという、その2点を教えていただければと思います。

○川鍋部長 それでは、今の点につきまして私のほうから。まず、説明会の参加者数なんですが、こちらの表で4社、3社とございますけれども、これにつきましては括弧書きのほうにあります仕様書の取得者数ということで、いわゆるダウンロードして説明資料等を持ったものでございまして、説明会自体は開催はしているんですが、いずれも参加はいただけていないという状況が続いているというのが現状でございます。

それからあと、契約金額のほうなんですけど、先ほどおっしゃられましたほかの案件とのいわゆる抱き合わせみたいなのところというお話かとは思いますが、そこは1つ、ないとした私でも把握できておりませんし、あと、契約の実際の金額につきましては、私どもの予定価格を作成するとき、私どもの基準にのっってはじいているものがございまして、そこに対して結果として、分析がなくて恐縮でございますけれども、低いところにとどまっているところとなっております。ちょっとお答えになっていないかと思うんですが、私どもで把握できているところは以上でございます。

○宮崎専門委員 そういう意味で、せっかくこれ競争入札かけて、結局、参加者がまた1社の状況ですと、ほとんど改善がないというか、あまりやる効果がない状況になるかと思っておりますので、A-2の通し番号でいきますと29分の26なんかいろんな要件をつけていらっしゃるんですが、例えば29分の26の(15)で10年以上のセキュリティー監視センター運営実績を持ち、5,000センサー以上の監視実績を有することという記載があるんですが、こういうので質を担保する1つとされているのかもしませんが、こういう実績要件を過度に課すと、結局、参加者が極端に少なくなる可能性がありますので、先ほどのこの説明資料をとられた業者とか、この辺のバランスを見ていただいて、どの程度参加可能性がある社がいるのかというところはよく見ていただいて、同様に、29分の6ページから7ページにかけても(11)から(28)まで参加資格要件というのをいろいろ書かれていまして、これがどの程度制限されるものかという、私のほうでは把握できていないんですが、結構いろんな要件を課されていますので、同じ趣旨ですけれども、説明会参加社4社、3社とあるものが結局これだけの要件を課すと1社に絞られることがあるのかどうかというところは、そのバランスを見ていただいた上で、資格要件をもう1回、もう一段見直して検討いただければと思います。

○井熊主査 どうぞ。

○黒川部長 資格要件、確かに厳しく課している部分と、羅列はしているんですけども、あくまでも望ましい、ほんとうに必要でないもの、あった方が望ましいと思っているものは望ましいとして落としているところが実際のところですけども、確かに10年以上5,000センサーというのはわりと厳し目の数字だとは思いますが。

ただ、質を担保するというところの兼ね合いもございまして、そこは検討させていただければと考えております。

○井熊主査 私もこの落札率の低さというのは注目しているんですけど、もし理研の見積もりが正しければ、これはチャレンジャーにとっては大変に高いハードルなわけですよ。そのときにどうしてこんなに安いコストでできるんだろうというときに、15ページに情報の開示があるんですけど、これ実際ほとんど契約金額を書いてあるだけで、どのくらい人が動いているのかとかというような情報は書いていなくて、もう少し、何でこういう金額でできているんだろうかということをやチャレンジする人がわかるような情報を出せるかどうかというのは、工夫しないといけないんじゃないかなと思います。

それからあと、この四角のところ、「望ましい」という表現があるんですけど、価格競争のときに「望ましい」という表現の条件は適切じゃないと思いますね。価格競争というのは、これだけやればいいというのを甲側から決めて、それを満たしていれば、あとは価格で勝負するということなんで、どっちでもいいようなものは外して行って、これは、だから、「望ましい」というのは、やったほうがいいのかどうかというのはほんとうに一番わかっているのは現状の事業者で、新しく来る人はわからないわけですから、そういうところでそういうのを思い切って削っていくとかいうことは考えておいたほうがいいのかと思います。

ほか、何かご意見とかございますか。

○大山専門委員 あと、つなぎのところちょっと考えると、別の業者が変わるためには、今までやっている現行の業者がどう引き継ぐのというのは、監視だからあまりないっちゃないのかもしれないんですが、一応そういうのは新しい人は心配すると思うんですよ。そのとき、それから今度はその次の人がまたその次の人に渡すときにどうすべきなのかというのがあって、これにかかる費用ってそれぞれ一般的には担当するところが持ったり、あるいはその次のところが持ったりとか、いろんなケースがあって、それはやっぱり何らかの形ではっきり書いてあげるほうがいいんじゃないかなという気がします。

先ほどのお話にもありましたが、ちょっと違う話ですが、その「望ましい」に関することですが、これも後で入札して価格が、落札というか、候補者が決まって、その後、内容を詰めて、場合によっちゃ失格にするとかという話をお考えなんだろうと思うんですね。その次がいれば、その次の人に契約の順番が行って、中身を詰めるということになるんだろうと思いますが、先ほどのSLAの話もそうですけど、これが定義されていることという必須要件が出ているのがあって、この必須要件が出ていることの検証というのは何をもちやるんだろうというのが、これだとわかんない。

すなわち、入れるのに、札の中にこれは満たしていますとあって紙を入れるなら別ですけど、金額だけだったらわかんないですよ、そこは。やってもらった後に確認ということになりますから、それは今の流れで言うと、総合評価をしろと言っているわけじゃないんだけど、必須は何ですよというのをはっきり知らせることが重要で、それについては満たしていますねというのを確認した上で入札してもらおうというのが一般的な考え方ではないかなという気がするんですけど、ちょっとお考えいただければと思います。

○黒川部長 そのとおりだと思います。ですので、我々も望ましいというところは外して考えますけれども、必須要件に関しては技術審査ということで満たせるということを確認しております。

○大山専門委員 技術審査やるんですか、別に。

○黒川部長 仕様書に対して、こういうふうな形でうちは満たしておりますという書類はいただいております。

○大山専門委員 それはとるのね。そういうことね。はい、わかりました。

○井熊主査 ほか、よろしいでしょうか。事務局から何か確認すべき点ございますか。

○事務局 いえ、特にございません。

○井熊主査 それでは、今、実施要項につきまして幾つか指摘が出ました。SLAをどうするのかという話、それからあとは資格審査をもう少し絞れたり、望ましいとあっていう少し抽象的なところは削ったほうがいいんじゃないかという話、それから引き継ぎの話、それから情報開示の話です。この辺を理研のほうでご検討いただきまして、それで修正事項の有無を含めまして、事務局にご連絡をいただければなというふうに思います。その結果を各人が確認した後に手続を進めるようにしていきたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。

○事務局 はい。

○井熊主査 では、今申しました点につきまして事務局のほうで検討していただいて、それを確認して手続ということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○黒川部長 ありがとうございました。

(国研) 理化学研究所退室)

(環境省入室)

○井熊主査 それでは、京都御苑の維持管理業務の実施要項(案)につきまして、環境省自然環境局総務課、庄子課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○庄子課長 環境省自然環境局総務課長の庄子でございます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

環境省におきましては、皇居外苑、新宿御苑、それから京都御苑を国民公園といたしまして、旧皇室苑地という由緒ある沿革を尊重し、保存を図りながら管理運営を行っているところでございます。平成22年に新宿御苑につきまして市場化テストを導入いたしました。こちらの取り組みを参考としながら、公共サービス改革基本方針に従いまして、このたび京都御苑について、お手元にお配りしてございます京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項の案を作成いたしました。

この実施要項の具体的な概要については、京都御苑管理事務所の所長であります廣瀬からご説明いたしたいと思います。

○廣瀬所長 京都御苑管理事務所の所長の廣瀬でございます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

京都御苑の概要とまず維持管理についてご説明いたします。概要の参考といたしまして、資料B-3の航空写真、あと、関連資料集の27ページにあります平面図、これを参照いただくと概要の理解が進むのかなというふうに思いますので、参照いただければと思います。

まず、国民公園京都御苑は京都市街の中心に位置しておりまして、東西が約700メートル、南北1,300メートルの長方形の区域、約91ヘクタールほどございます。宮内庁所管の京都御所、大宮仙洞御所、内閣府所管の京都迎賓館、警察庁所管の皇宮警察、これらの宿舍等の附属施設、加えまして、3つの民間の神社、こういう管理されている土地を含む場所ございまして、先ほど91ヘクタールと申しましたが、そのうち環境省が所管するのは約65ヘクタール、先ほどの地図を見ていただきますと、長方形の中の白く表示

されている部分が環境省所管の苑地であるということになります。ハッチがかかっているところは所管地外ということでございます。

これらの区域につきましては、御所の参観、それから京都御苑内で行われる葵祭とか時代祭、こういった祭の観光を行われる方、それから、こういう自然が非常に豊かなところでございますので、桜の時期であるとか紅葉、それから野生動物も鳥も多種多様おりますので、そういったものの自然鑑賞に訪れる方、それから苑内には、新宿御苑などとはちょっと違っておまして、テニスコートや野球をできるようなスポーツ広場、これがありまして、そういったところを利用する方々、それから、これもまた新宿御苑と異なりまして、門によって閉鎖ということがされておらず、常に24時間オープン的空間になっておまして、地域住民の方々は朝夕の散歩とか、そういったさまざまな利用が行われております。年間の来苑者は、推計値になりますが、400万人とされております。

京都御所そのものは、ご存じの方もおられると思いますが、明治天皇による東京遷都までの約480年ほど皇居であったということから、京都御苑を含めて地域の方々は非常に親しみと畏敬の念を持って御所と呼んでおります。今なおここは特別な場所であるというふうな意識づけが脈々と引き継がれている場所でございます。

現在の京都御苑は、明治初期の家屋の撤去や植樹などの苑地としての大規模な整備ということが1つ。それから第2期としまして、第二次世界大戦終了後に球技を行う運動施設や児童公園、こういった住民サービスを意識したような整備が行われ、今の形につながっているというところでございます。

京都御苑は、昭和22年の閣議決定によって、戦後改革の一環として平和国家の象徴、国民公園として皇居外苑、新宿御苑とともに発足したところでございます。この後、昭和25年に京都御所、大宮仙洞御所など、宮内庁等の管理している区域を除きまして、土地の管理は宮内庁から旧厚生省に移管されて現在へ引き継いでおります。苑内には公家屋敷の名残りの庭園遺構であるとか、巨樹・巨木、江戸時代の茶室や門などの歴史的な建造物、こういったものが点在しています。

明治初期に植栽された樹齢150年を超える樹木が数多く生育しているということ。それから、人為的につくられた緑地空間ではありますが、時間の積み重ねによって貴重な動植物が繁殖、生育する貴重な場、空間となっているという性格も持っております。

このような歴史的な経緯、特色を持つ京都御苑では、御所と一体となった特別な空間の風致を維持し、豊かな自然環境を保全し、もって適正な利用を推進するという、この3つ

を基本理念といたしまして、公家屋敷跡等の歴史的遺産等の保護と継承、多様な動植物が生育、生息する自然環境の保全と活用、この2点を中心といたしまして、京都御所、迎賓館を包含しているという特異な空間だということで、こういった京都御苑の風致の維持、それから拾翠亭であるとか乾御門、九條池、庭園樹木など、歴史的な遺構の保持、それから都市の豊かな緑であるという価値、庭園由来の巨樹・巨木、タシロランとかアオバズク、こういった貴重な動植物の生育、生息環境の保持、保全。それから、葵祭や時代祭といった祝祭空間の維持、それから都市防災機能の確保などを意識した維持管理の運営を行っているというところでございます。

次に、具体的な京都御苑の維持管理業務について主要なポイントを説明させていただきます。維持管理に関しては、歴史的背景、御所といった場の特殊性を踏まえまして、統一感を持った意識のもと、さまざまな維持管理業務が行われていること、これが望ましいということから、可能な限り業務を集約して、従前は複数年度の業務実施と、また企画競争方式による受託者を選定してきました。これが直近では平成29年から本年度までということになります。

令和2年度からの契約に向けましては、公共サービス改革法に基づいた民間競争入札を実施することとしておりまして、企画書と価格競争による総合評価落札方式による調達を実施することといたしました。これを受けまして、資料B-2、民間競争入札実施要項の案を取りまとめたところでございます。

具体的な業務につきましては、2ページ目、維持管理業務等のマネジメント業務、それから維持管理業務、収益施設管理運営業務の3つになります。

まず1つ目、京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務でございます。これはこの後説明させていただく維持管理に関する業務、これを総合的に調整しながら実施する、そういうマネジメントが必要だということで規定しているものでございます。

それから2点目、これが中心的な業務になるかと思いますが、苑内の維持管理業務でございます。まず1つ目としては、植生管理業務というのになります。これは苑内に高木から低木まで多数あるんですが、こういった樹木の剪定であるとか、生き物でございますので、枯れたりする枝も生じます。こういったものを適切に処理したり、それから野草地、これは芝生を植えた場所、それから芝生を植えた場所ではなくて、もともと在来にあるような野草を育てるといいますか、保持している、そういった管理をしているエリアがございます。そういったところの管理、芝生地であれば刈り込みも当然でございます。それから、

野草地においても必要に応じて刈り込み等を行っております。

それから、苑内にあります砂利道の苑路、それから砂利道だけじゃなくて、いろんな苑路がありますが、それらを歩きやすいようにするための手入れ、不陸整正であるとか砂利の敷きならし、こういったものを植生管理としてまとめてございます。

それから2つ目は清掃になります。利用者がたくさん訪れる苑路であるとか外構、こういったところのごみ拾いであるとか落ち葉の清掃、それから除草、トイレとかベンチ等の苑内の施設の点検だとか清掃、こういったものを業務の内容としております。

3点目といたしましては、巡視・利用指導業務。これは利用者の安全確保のための巡視、禁止行為に対して利用ルールを守っていただくための注意とか是正指導、こういったもの。それから照明等の工作物の点検、非常に簡易な補修であれば簡易な補修、それからトイレも24時間オープンしているものとオープンしていないものとございまして、開錠、施錠など、こういったものを内容とする巡視・利用指導業務。

それから4点目といたしましては、広報案内ということで、さまざまな利用者がさまざまな情報を求めて窓口に来られます。これは京都御苑だけではなくて、御所に関する情報であったり、迎賓館に関する情報であったりというふうなことは、窓口に来られたり、電話で照会が来たりということで、それに対する対応をしております。

それから、苑内外の自然情報だとか利用情報、こういったものを日々集め、提供していきます。提供もインターネットやSNS、こういったものを活用しながら情報発信も行っております。

それからもう1つは、せっかくある自然資源、観光資源でございますので、こういうものを活用したイベントの企画運営、こういったものの業務を実施しております。以上を広報案内業務としてまとめてございます。

それから3点目、収益施設等管理運営業務でございます。これについては3ページ目になります。先ほど言いましたテニスコートとかの運動施設のほかに、休憩施設が苑内2カ所ございます。レストランも兼ねているようなものがございますが、そういった施設での飲食物の提供であるとか記念品、お土産品の販売、それから苑に付随して駐車場が2カ所ほどございます。その管理運営。それからテニスコート等の管理運営。これは料金徴収、予約管理など、そういった細々とした中身を含んでおります。

このように非常に多岐にわたる業務であるということから、今回よりグループでの入札参加を認めることといたしました。これについては、ちょっと飛びますが、10ページ、

数字の3ということで、入札参加に関する事項ということで、一番下のほうになります(9)として、入札参加グループでの入札についてということで、こちらに新たに規定しました。

それから、実施期間に関しては令和2年の4月から令和5年3月末までの3カ年を想定しております。これについては、すいません、順序が逆になりましたが、同じページの2というところに規定しております。

以上、雑駁ではございますけれども、京都御苑の維持管理などについての京都御苑側からの説明とさせていただきます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しましてご質問、ご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

○宮崎専門委員 どうもご説明ありがとうございました。まず、資料B-2の3ページ目になりますが、会計区分ということで維持業務と収益業務に分けて委託費をお支払いされて、当然ながら維持管理業務の委託費を収益事業に使ってはいけないですよということなんですが、他方で収益業務の収益を委託費、維持管理に使うことは妨げないという書きぶりになっております。

それで、過去の実績のほうを転じて見てみると、これが通し番号でいくと146ページに維持管理業務の実績開示、別添10というのがあるようなんですが、これで見ますと、委託費というのは大体定額で、維持管理業務だと7,400~7,500万ぐらいになっておまして、その裏で147ページを見ると、従来の実施状況で収益の額が売店、食堂、自販機、駐車場、運動施設等で大体2億円ぐらいあるという形になっておまして、なかなか理解しがたいんですが、おそらく維持管理業務、7,000万でほんとうにできる状況なのか、この収益事業2億円の収益を維持管理に補填して、やっと回る業務なのかというのが過去の実績からなかなか見えづらくて、そこがまず理解できるような情報開示をしないと、手を新しく挙げる人も判断しかねるのかなと思っております。

それに付随して、148ページから149ページにかけて委託従事者の実績というのが3年間載っております、大体6,800人とか6,400人となっているんですが、これ確認なんですけど、1人が1カ月間従事した場合、30日という人数の計算なのか、ほんとうにひと月に176人が1カ月間従事したって意味なのかという、数字の見方は注書きを入れていただいて、どちらかという部分って、もし仮にほんとうに6,800人が従事すると、とてもじゃないけど、7,000万ではできない業務かなという感覚がいたします。

149ページの実績の人数を見ますと、収益事業の方の充実者数も5,000人クラス

になっていまして、これも多分延べなんだと思うんですが、いずれにしるここの人数と、委託業務、維持管理をやっている人数が大体2割だと思いますので、両方兼務しながらやって、収益事業の収益を維持管理にも補填というか、使って回るという実態なのではないかなと思うんですが、そこら辺がもうちょっと読み取れるような開示にさせていただかないと、参加できるかどうか採算面で判断しかねるんじゃないかなという点をちょっと開示を工夫していただきたい。あわせて、この人数が延べなのか、実数なのかだけは明記していただければと思います。

○井熊主査 いかがですか。

○廣瀬所長 開示に向けて、今、ご指摘の点についてわかりやすくするように資料を改めたいと思います。

○井熊主査 今の数字もそうなんですけど、京都御所を管理するという事は普通の公園の管理と何が違うのかというところは、やはり新しく参加される方の非常に大きなポイントなのかなと。そこら辺をわかりやすく説明すると。

この業務の中に、あえて「マネジメント」という言葉を使っているわけなんですけど、内容的に見ると、いろんな多種ある業務を全体取りまとめているということを意味しているように見えるんですね、内容を読むと。ただ、そのマネジメントの中にやはりこの京都御所にふさわしいというような、そういう表現があって、ふさわしいって何ということがなかなか、新しく入ってこようと思う方々にとってはわかりにくい部分があるのかなというふうに思います。全体の取りまとめをきちんとやるということは、こういう場所で非常に大事だということはわかるんですけども、そういうわかりにくいところをもう少しわかりやすい表現がないのかなとか、説明の仕方とか、そういうようなことを少し考えていってほしいなど。

やはり京都御所という非常に特別な場所で仕事するという事で、どの辺を、例えばふさわしい服装であるとか、ふさわしいマネジメントであるとか、おっしゃりたいことはわかるんですけど、それ具体的にどのようなことなのかということがわからないと、さっきの膨大な人数もあわせて、それで押しつけられると、ちょっとやめとこうというふうになっちゃうのかなと思うんですね。その辺をぜひ検討していただけないかなと思います。

○廣瀬所長 私どものほうで現時点で考えておりますのは、1ページ目のところで公共サービスの詳細な内容、対象施設の概要というところで、シンプルではありますけれども、

「国を代表する品格ある庭園」等の、こういった言葉によってまず一番最初にお伝えしているという実は心づもりではあるんですが、まだまだ不十分ということであれば、もう少し丁寧にするのか。あまりその部分をくどく書くのもどうなのかなという思いもありながらというのが実情でございます。

○井熊主査 総合評価をやっていて、かなり技術的に配点をされているわけですね。ですので、あまり「ふさわしい」とかという定性的な言葉でやるのではなくて、具体的にどういうところを評価するんだ、例えば服装だったら服装もそうですし、体制面でどの人が全体を管理するのかとか、そういうことを評価するとか、そういうこの評価点のところです。そういうことを表現していくとかというようなことを少し工夫されたらどうかと思います。せっかく技術点が3分の2ですよ。ですから、そこら辺をうまく使って、わかりにくいところを表現していくということをご検討されたいかがかなと思います。

○廣瀬所長 ありがとうございます。今のご指摘を踏まえて、しっかりと確認していきたいと思います。

○井熊主査 ほか、いかがですか。事務局から何か確認すべき点とかございますか。

○事務局 2点ほど確認いたします。先ほど先生方からご指摘のあったマネジメント業務にふさわしいということに関して以前、事務局からも「京都御苑にふさわしいとは、具体的にどういうことですか」というふうにお尋ねをしました。貴省からは「清潔感のあるとか、解説業務に支障のない統一感のあるような服装をしたり、品格を持った統一感のある服装も含めている」というご説明でしたのでそれをマネジメント業務の中にうまく取り込んで、品格というだけではなくて、具体的に先生がおっしゃったように、清潔感のあるとか、もう少し平易なわかりやすい言葉を盛り込んでいただければと思っています。この点についてご検討ください。

それから2点目ですが、149ページに、人数が延べ人数なのか、実数なのか先生からご指摘をいただきました。149ページの下に、従業者数は年間の延べ日数となっておりますが延べ日数が365日なのか、あるいは実稼働している200日もしくは210日ぐらいなのか、この点も、実数か、実際に365日なのか明記していただけるように何か工夫をしていただきたいと思います。委託と収益もそれぞれ、わかるようにしていただかないと、事業者が365日どれだけ人を充てていくか積算ができないと思います。この点について工夫をお願いしたいと思います。

○廣瀬所長 はい、わかりました。

○井熊主査 よろしいですか。それでは、今、事務局がまとめていただきましたので、その辺をご検討した上で、それをどうやって反映するかということを事務局にご連絡していただいて、ちょっと確認させた上で手続のほうに入っていければなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

どうも今日はありがとうございました。

○今井課長補佐 ありがとうございました。

○廣瀬所長 どうもありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —